

V 景観まちづくり

1 景観まちづくり施策

①景観まちづくりに向けて

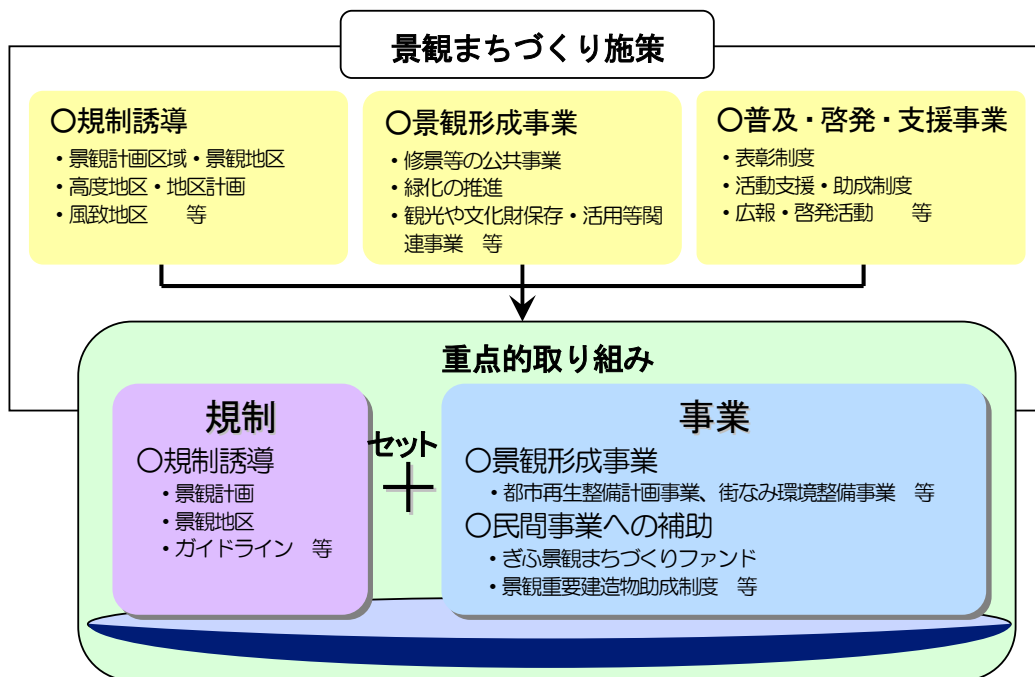
本市では、平成9年1月に岐阜市都市景観条例を施行し、平成10年1月には岐阜市都市景観形成基本計画を策定して、大規模建築物の届出制度や都市景観形成市民団体の認定・支援制度、都市景観重要建築物の指定・助成制度等、良好な景観形成に向けた各種の景観まちづくり施策を実施してきました。

平成16年12月の景観法施行を受け、より幅広い

価値観と地域特性を活かした岐阜のまちづくりに向けた多様な施策の展開を目指し、新たな景観に関するマスタープランである岐阜市景観基本計画（平成19年10月告示）を策定しました。

この景観基本計画に基づき、景観まちづくりを進めるために影響を与える開発行為や建築行為等を規制・誘導する施策、景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発等に取り組んでいます。

景観まちづくり施策のイメージ



2 景観の規制誘導

①景観計画・景観条例

景観まちづくりを進める手法の規制誘導の一つとして、景観法に基づく岐阜市景観計画を策定（平成21年10月告示）し、平成22年1月から施行しました。

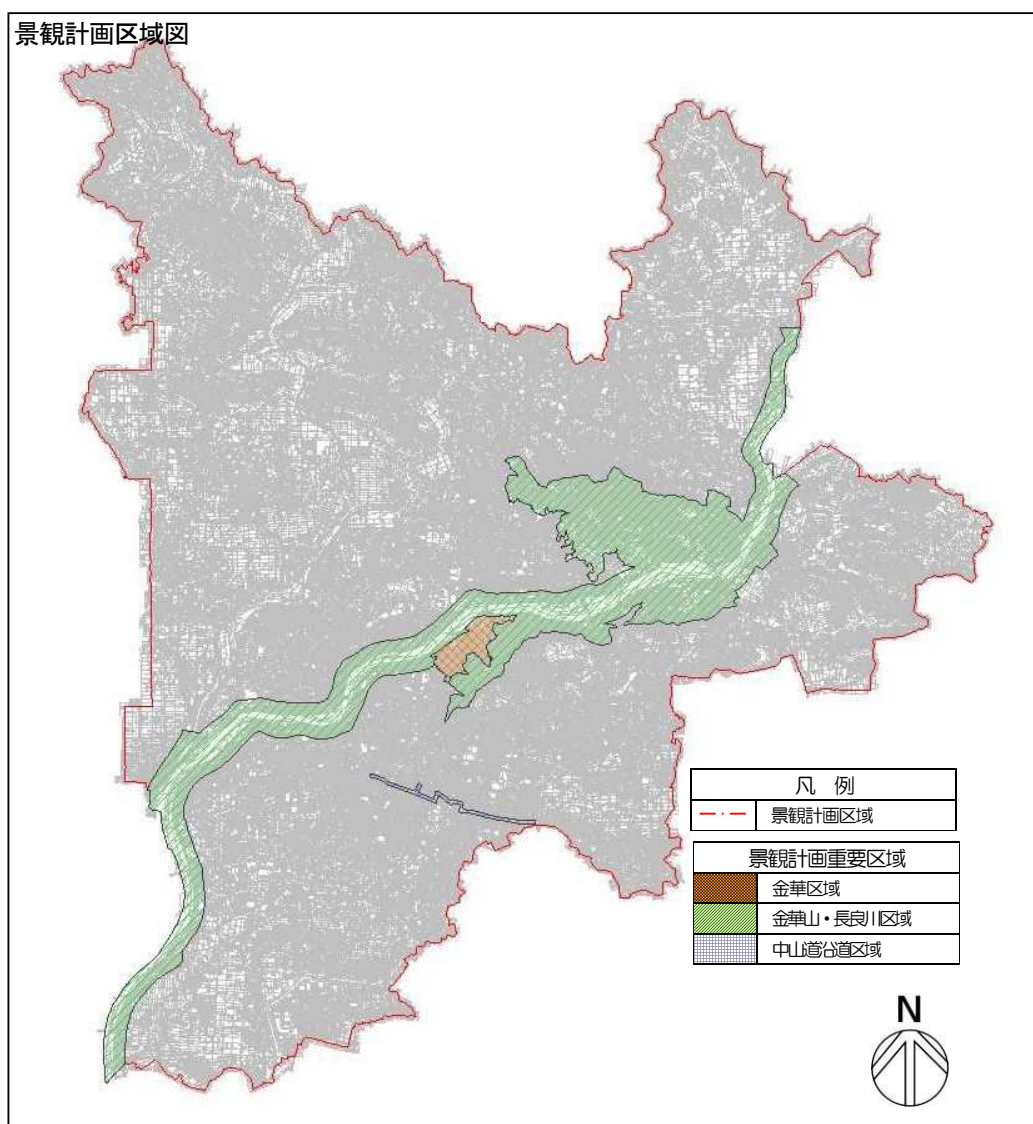
景観計画は、地域の特性に応じた区域や良好な景

観形成のための方針、建築物等の建築行為等に関する守るべき景観のルール（景観形成基準）、良好な景観の形成に重要な建造物や樹木の指定方針、景観重要公共施設の整備に関する事項を定めています。

本市では、市域全域を「景観計画区域」に定め、一定規模を超える建築物等の建築行為等を届出の対象行為とし、形態意匠や色彩等の景観形成基準への適合を事前に確認しています。

また、景観計画区域のうち、重点的に景観形成を図る区域として「金華区域」、「金華山・長良川区域」、「中山道沿道区域」を「景観計画重要区域」に定めています。「金華区域」では、歴史的なまちなみ景観や眺望景観の保全・創出を目指す区域として、平成22年1月から、また、「金華山・長良川区域」では、金華山や百々ヶ峰等の自然景観や眺望景観の保全等を目指す区域として、平成24年10月から建築行為等についての制限に関する景観形成基準を定め事前の届出により基準への適合を確認しています。平成31年4月からは、中山道沿道における歴史的資源を生かした良好な景観の保全・創出に向けて、「中山道沿道区域」を景観計画重要区域に追加しました。

また、景観計画の策定に併せ、岐阜市都市景観条例を改正し岐阜市景観条例を平成22年1月に施行しています。景観条例では、景観計画の運用に必要な事項のほか、本市が目指す良好な景観の形成を図るために必要な事項を定めています。条例改正により、これまで都市景観条例により取り組んできた良好な景観形成に関する本市独自の施策に併せて、景観法の活用による実効性のある規制、誘導が可能となりました。



3 屋外広告物



屋外広告物は、私たちに必要な情報を提供してくれるとともに、まちを活気づけるものですが、誰もが目立とうとして無秩序に掲出されると、広告物本来の役割である情報伝達機能が低下するばかりでなく、まちの美観や風致を損ねることになります。また、設置や管理が適切に行われないと、破損等により公衆に危害を及ぼす可能性があります。

そこで本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、平成8年4月に岐阜市屋外広告物条例を施行しました。この条例では、屋外広告物の掲出を禁止する地域や物件、広告物の種類ごとの掲出基準などを定めるほか、広告物を掲出する場合は一部の広告物を除いて予め許可を受ける必要があることを規定しています。

また、岐阜市景観計画の策定に併せ、景観形成上重要な区域について、地域の特性に応じた良好な景観の維持・向上を図るため、平成21年の条例改正において、その区域にあった広告物の設置に関する方針や基準を定める「広告物規制地区」や、「広告物活用地区」を創設しました(平成22年1月施行)。

現在、「広告物規制地区」に「金華地区」及び「金華山・長良川地区」を指定するとともに、「広告物活用地区」に「柳ヶ瀬地区」を指定し、地域固有の景観特性を活かした屋外広告物が掲出されるようにしています。

4 その他の制度

建築意匠、デザイン、色彩、緑化の分野における専門家が景観アドバイザーとして、市民や事業者等から建築物や工作物などを建設する際に、景観の相談を受け、助言を行う「景観アドバイザー制度」があります。

また、景観法に基づく景観重要建造物の保存のために必要な修繕等や、景観計画重要区域である「金華区域」、「鵜飼屋地区(金華山・長良川区域の一部)」、「中山道沿道区域」における町家などの歴史的な建造物の保全・復元等について、「ぎふ景観まちづくりファンド」にて助成を行いました。(このファンド助成制度は、令和3年度末に終了)

そのほか、景観に関して知見を有する一般財団法人を良好な景観形成に取り組む主体として「景観整備機構」に指定し、景観まちづくりに取り組む市民や民間団体による景観保全や整備の一層の推進をこの機構とともに支援しています。

これら支援制度の活用などにより、市民や事業者、行政が岐阜らしい良好な景観に配慮し、各々が行う事業を実施することで、よりよい景観まちづくりが行えるよう取り組んでいます。

5 緑化推進

緑は、環境保全、レクリエーション、防災といった都市生活者にとっての重要な機能を有するとともに、良好な都市景観の形成にとっても重要不可欠な要素です。

また、緑化の維持は都市生活者にとって必要な「うるおい」と「やすらぎ」をもたらすなど、人と自然との共生に向けての課題となっています。

そこで、本市では道路や都市公園などの公共施設に加え、民有地の緑化を系統的に進めるための施策「GOGO 作戦（Green Over the Ground Operation）」を市民とともに進めています。

①緑を広める事業

A フローラリー岐阜

花と緑のフェスティバルを毎年開催し、楽しみながら緑化への関心を深めています。

B 花飾り講習会

市民を対象に、緑化意識と栽培技術の向上を目指した講習会を年4回開催しています。

②緑を増やす事業

A ふれあい花壇

花壇づくりの市民グループによる地域に合った花飾りを実践しています。

B 各種緑化の支援

生け垣づくり、張芝、壁面緑化、屋上緑化等の苗木配布や助成により都市緑化を推進すると同時に防災面、環境面に配慮したまちづくりを行っています。

③緑を引き継ぐ事業

A 樹木医による診断

大切な樹木の病気や管理方法などの悩みを樹木医が診断し、適切な治療法などをアドバイスします。

B 保存樹・保存樹林の指定

景観的に優れた樹木・樹林を保存樹、保存樹林に指定し、保護・保存に努めています。



フローラリー岐阜



花飾り講習会